

## 教育長、水道・病院事業管理者、常勤監査委員の給与に関する条例(抜粋)

### ○新潟市教育長の給与に関する条例(抜粋)

(給与)

**第2条** 教育長には、俸給及び期末手当を支給する。

(俸給額)

**第3条** 教育長の俸給月額は、822,000円とする。

(俸給等の支給方法及び期末手当の額)

**第4条** 教育長の俸給及び期末手当の支給方法並びに期末手当の額については、市長の例による。

### ○新潟市水道事業管理者の給与に関する条例(抜粋)

(給与)

**第2条** 管理者には、俸給及び期末手当を支給する。

(俸給額)

**第3条** 管理者の俸給月額は、802,000円とする。

(俸給等の支給方法及び諸手当の額)

**第4条** 俸給の支給方法並びに第2条に掲げる諸手当の額及びその支給方法に関しては、市長の事務局の一般職員の例による。ただし、期末手当の額に関しては、市長の例による。

## ○新潟市病院事業管理者の給与に関する条例（抜粋）

（給与）

**第2条** 管理者には、俸給及び期末手当を支給する。

2 管理者が医師である場合は、前項の俸給及び期末手当のほか、初任給調整手当、地域手当、管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当を支給する。

（俸給額）

**第3条** 管理者の俸給月額は、802,000円とする。ただし、管理者が医師である場合は、市長の事務部局の医師の例による。

（俸給等の支給方法及び諸手当の額）

**第4条** 管理者の俸給及び期末手当の支給方法に関しては、市長の事務部局の一般職員の例による。

2 管理者の期末手当の額に関しては、市長の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が医師である場合における俸給の支給方法並びに第2条各項に掲げる諸手当の額及びその支給方法に関しては、新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年新潟市条例第82号）の規定の例による。

## ○新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（抜粋）

（給与）

**第2条** 監査委員には、俸給、通勤手当及び期末手当を支給する。

（俸給額）

**第3条** 監査委員の俸給月額は、778,000円とする。

（俸給等の支給方法及び諸手当の額）

**第4条** 俸給の支給方法並びに第2条に掲げる諸手当の額及びその支給方法に関しては、市長の事務部局の一般職員の例による。ただし、期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の145を乗じて得た額とし、期末手当基礎額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した者にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき俸給の月額にその額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。